

建築基準法第43条第2項第1号認定の事務処理要領

建築基準法第43条第2項第1号認定に係る事務処理については、次のとおりとする。

1. 認定申請について

(1) 提出部数：2部（正1部、副1部）

(2) 認定申請書の添付図書

認定申請の際に添付する図書は次のとおり。

- 1) 付近見取図（原則として、市町村の作成した2500分の1の白地図（できるだけ新しいもの）又はその写しとし、建築基準法第43条第2項第1号の適用を受けようとする道の種類、区域及び現況幅員、申請に係る建築物の敷地、目標となる地物、方位を明記。）
- 2) 配置図（①道の種類、区域、現況幅員及び構造、②道と敷地の関係を明記。）
- 3) 各階平面図
- 4) 2面以上の立面図
- 5) 主要断面図
- 6) 土地所有者等の承諾書等
 - ①道の種類が認定基準第3（1）から（3）に該当するものである場合、管理者の承認等に関する書面（必要に応じ次に掲げる書面を添付）
 - ・当該道の管理者との事前調整報告書
 - ・当該道の管理者が発行する承諾書又は同意書 等
 - ②道の種類が認定基準第3（4）に該当するものである場合、申請者その他の関係者が当該道を将来にわたって通行することについての、下記の者の承諾書
 - ・当該道の敷地となる土地の所有者
 - ・その土地に関して権利を有する者
 - ・当該道を建築基準法施行規則第10条第1項第2号及び同条第2項において準用する建築基準法施行令第144条の4第2項に規定する基準に適合するように管理する者
- 7) その他、知事が必要と認める図書又は書面
 - ① 敷地断面図（2方向以上）
 - ② 上水、ガスの供給経路図及び雨水、汚水排水の処理経路図
 - ③ 道の種類、区域、現況幅員及び道の管理者が明らかとなる図書（必要に応じ次に掲げる図書を添付）
 - ・当該道の現況図
 - ・境界明示
 - ・法務局備え付けの地図（交付後3ヶ月以内のもの）
 - ・土地登記事項証明書（交付後3ヶ月以内のもの）
 - ④ 日影規制の対象となる建築物にあっては、日影図等
 - ⑤ その他

2. 計画内容の変更について

- (1) 認定通知後に、認定申請書の内容との変更が生じた場合は、軽微なもの（窓位置変更、間取り変更等）を除いて原則として「変更届(43-2-1)様式5」の提出を求め（2部）、決裁を経て1部を返却すること。
- (2) 「変更届」の添付図書は、変更内容に関わる図書（変更前、変更後）で足りる。
- (3) 認定基準に適合しているかどうかに関わる変更が生じた場合は、当該認定を廃止のうえ、再度認定申請を求める。

これに該当する事例としては、当該道の管理者等の承諾の要件等に関わる変更、申請者の変更などが考えられる。

3. その他

各土木事務所は、認定した案件、認定できないとした案件等に関する情報（認定番号、認定対象とした道など）を、土木事務所備え付けの住宅地図等に記載し、事務処理の適正化を図る。

<様式リスト>

- ・法第43条第2項第1号認定申請台帳〈(43-2-1)様式1〉
- ・認定申請書〈(43-2-1)様式2〉
- ・認定通知書〈(43-2-1)様式3〉
- ・認定しない旨の通知書〈(43-2-1)様式4〉
- ・建築基準法第43条第2項第1号認定内容に関する変更届〈(43-2-1)様式5〉

附 則

この事務処理要領は、平成30年9月25日から施行する。